

## 消費税、税込み税抜き混合処理

**Q** : 私は個人事業者ですが、消費税は、税込みか税抜きかどちらかに統一しなければならないのですか？

**A** : 税込みと税抜きを混合した処理も認められています。

### 【解説】

消費税を税抜き処理する場合には、原則として課税売上げ、課税仕入れのすべてについて税抜き処理をしなければなりません。個人事業者などの小規模事業者については、税込み処理と税抜き処理を混合した混合方式が認められています。

混合方式とは、課税売上げは税抜き処理をしなければなりません。課税仕入れについては、次のグループのうち一つ以上税込処理をすれば、他のグループについては税込処理が認められるというものです。

- ① 棚卸資産
- ② 固定資産(繰延資産)
- ③ 経費等

したがってたとえば、固定資産だけを税抜き処理をして、他の棚卸資産の取得などについては税込処理をするといったこともできるわけです。

ただし、この方法につきましては、継続適用が条件となっていますので注意してください。

なお、課税売上については、すべて税抜き処理となっていますので、売上を税抜き、雑収入を税込みなどとすることは認められません。

